

2025年2月18日

各 位

愛知機械工業株式会社

## 公正取引委員会からの勧告について

本日、愛知機械工業株式会社(以下、「当社」といいます)は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法(以下、「下請法」といいます)に基づく勧告を受けました。

お取引先様をはじめとする関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

当社では、当社製品の一部部品の製造を下請法の適用対象となるお取引先様(以下、「対象事業者様」といいます)に委託しておりますが、当該部品の製造に使用する当社所有の金型等を対象事業者様に貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後においても、当該金型等を無償で保管させていた行為が、下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)の規定に違反すると判断されたものです。

本勧告において下請法違反とされた行為は、対象期間2023年8月1日から2024年12月30日、対象事業者様5社、対象金型等415型です。当社は、対象事業者様に対し協議のうえ、2024年12月30日までに、無償で金型等を保管させていたことによる費用相当額については支払いが完了しております。また、既に不要となった金型等については、回収又は廃棄等の対応も実施しております。

当社は、本勧告を厳粛に受け止め、今後の取引において同様の問題が発生することのないよう、当社取締役会の決議により確認するとともに、金型等の適切な管理に留意した下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じ、かかる措置を役員及び従業員に周知徹底し、コンプライアンスの一層の強化と再発防止に努め、今後の取引適正化を図って参ります。

以上

[本件に関するお問い合わせ先]

愛知機械工業株式会社 総務人事部

Tel 052-681-1111

Mail [webmaster@aichikikai.co.jp](mailto:webmaster@aichikikai.co.jp)

Website <https://aichikikai.co.jp>